

「益田市難聴児補聴器給付事業」について

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の言語の習得、教育における健全な発達を支援するため、「益田市難聴児補聴器給付事業」を実施しています。

事業の概要：18歳未満の軽度・中等度の難聴児に補聴器を給付します

●対象者

益田市内に住所を有し、両耳の聴力レベルの平均が30dB以上70dB未満で身体障害者手帳の交付対象にならない難聴児（18歳未満）。

※障害者総合支援法の規定による指定自立支援医療機関の医師又は身体障害者福祉法の知事が定める医師が補聴器の装用を認めた場合はこの限りではありません。

※世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は対象外となります。

●交付対象

補聴器本体及び附属品（イヤーマールドを含む）

●公費負担額

別表で定める基準額に3分の2を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額）とする。

（別表）

補聴器の種類	基準額 (本体1台当たり)	公費負担額 (上限額)※	耐用 年数	備考
ポケット型	55,800円	37,200円	5年	イヤーマールドを必要と認めるときは、基準額に9,000円以内で必要な額を加算。修理及び電池のみの交換は対象外。
耳かけ型	67,300円	44,800円		
耳あな型（レディメイド）	87,000円	58,000円		
耳あな型（オーダーメイド）	137,000円	91,300円		
骨導式ポケット型	70,100円	46,700円		
骨導式眼鏡型	120,000円	80,000円	1年	新規購入、更新又は前回の交換から1年以内の交換は対象外
イヤーマールド	9,000円	6,000円		

※イヤーマールドを必要としない場合の公費負担上限額です。

◆申請に必要なもの ※購入前に申請が必要です

①申請書

②医師意見書（イヤーマールド交換のみの場合は不要）

◆申請・問い合わせ先

益田市 福祉環境部 障がい者福祉課

〒698-8650 益田市常盤町1番1号

Tel : 0856-31-0251 Fax : 0856-31-8120